

産業構造審議会 有害廃棄物等  
越境移動ワーキンググループ  
事務局御中

2016年11月7日  
阪和興業株式会社  
執行役員 出利葉 知郎

記) 第1回合同会議についての追加コメント

10月31日の合同会議後に座長から追加コメントあれば1週間以内に提出するようにとのことでしたので、委員様から提案のあった以下の点につきましてコメントを提出致します。

1) 未遂罪、予備罪の創設について

神戸大学大学院 島村委員様からの提言につきまして、現在のバーゼル条約上担保されていない義務があり、バーゼル法に未遂罪、予備罪の創設が必要とのご提案がありました。輸出入企業委員としての見解としては、バーゼル条約は越境移動に関する条約であり、その国内担保法となるバーゼル法に於いても廃掃法と同様の未遂罪、予備罪を適用する事は予見性の低いリスクにも過度の影響を及ぼすことになるのではないかと懸念致します。処分目的ではなくリサイクル目的であることから、廃棄物と違って不法投棄される可能性が低いと考えます。すなわち不法投棄される廃棄物に対しては未遂罪、予備罪といった厳しい規制を課す必要があるが、代金を支払って購入する有価物は不法投棄リスクが低いと考えます。

2) 措置命令等の要件について

同島村委員様からの提言につきましてシップバックの措置命令をかける為の要件から「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」を外すべきではないかのご提案がありました。輸出入企業委員としての見解としては相手国から9条通報を受けた場合にすぐに措置命令の対象とされてしまうのは、規制の予見可能性を著しく困難にし、輸出事業者の立場を不利にするものではないかと懸念致します。

3) OECDからの輸入に関するトレーサビリティの確保

国立環境研究所 寺園委員様からの提言につきまして、輸入した電子スクラップの行き先が、OECD/OECD非加盟国に関係なくトレースして確認できるようにすべきとのご提案がありました。輸出入企業委員としての見解としては、アンバーリスト貨物についてはトレーサビリティを確保する必要があると理解しますが、OECD理事会決定により資源回収目的の廃棄物等の有害特性に基づきグリーンリストとして分類された貨物に対して現在の移動書類に該当するような書類の携帯義務は規制強化に繋がると考えます。本来の目的である日本再興戦略2016にある国内外での資源開発・確保の観点からも輸入における法に基づく手続きに起因した諸外国との競争環境の不利に繋がると懸念致します。

以上